

# 奥大和移住定住交流センター「engawa」 交流スペース利用規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、奥大和移住定住交流センター「engawa」内の交流スペース（以下「交流スペース」という。）の管理運営について定める。

## (交流スペースの管理運営)

第2条 交流スペースは奈良県移住・交流推進室長が管理運営する。

## (利用者の範囲)

第3条 交流スペースを利用できる者は、奈良県南部東部振興課及び移住・交流推進室の職員（以下「職員」という。）及び第6条に定める利用届出書を提出した者とする。

## (交流スペースの利用目的)

第4条 交流スペースの利用目的は次のとおりとする。

- (1) 奥大和地域（五條市、御所市、宇陀市、山辺郡、宇陀郡、高市郡及び吉野郡の地域をいう。以下同じ。）への移住及び定住に関する相談
- (2) 移住希望者、移住者及び職員等による交流
- (3) その他奥大和地域の振興に資すること

## (交流スペースの利用時間)

第5条 交流スペースの利用時間は毎週日曜日から木曜日の午前10時から午後6時までとする。ただし、年末年始及び祝祭日は休館とする。

## (交流スペースの利用手続)

第6条 職員以外の者で交流スペースを利用しようとする者は、利用届出書（第1号様式）を必要の都度、移住・交流推進室長に提出しなければならない。

## (交流スペースの利用制限)

第7条 移住・交流推進室長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の利用届出があった場合でも、その利用を中止させることができる。

- (1) 第4条に定める目的のために職員が交流スペースを使用する必要性が生じたとき。
- (2) 利用届出書に虚偽の記載があったとき。
- (3) 利用者がこの規程に違反する行為をしたとき。
- (4) その他移住・交流推進室長が必要と認めたとき。

(交流スペースの秩序維持)

第8条 利用者は交流スペースを利用する場合には、次の各号に定めるところを守らなければならない。

- (1) 交流スペースの設備・備品等については丁寧に取り扱い、無断で持ち出してはならない。
- (2) 交流スペースを汚損してはならない。
- (3) 建物内における喫煙は禁止する。
- (4) その他職員の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第9条 利用者はその責めに帰すべき事由により交流スペースの設備・備品等を破損、汚損または紛失した場合は、その損害につき賠償しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、交流スペースの利用に関し必要な事項は、移住・交流推進室長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。